

国道141号外 低濃度P C B廃棄物運搬・処分業務委託 契約書

取入
印紙

[積込・運搬及び処分用]

排出事業者：山梨県中北建設事務所（以下「甲」という。）と、
積込・運搬及び処分業者： （以下「乙」という。）は、
甲が保管する低濃度P C B廃棄物の積込・運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処分業務の遂行にあたって「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証もしくは認定証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証もしくは認定証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔特管・認定〕(積込み場所)

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

〔特管・認定〕(荷下ろし場所)

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

◎処分に関する事業範囲

〔特管・認定〕

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量、単価)

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類及び数量、単価

種類 : 低濃度 PCB 汚染物（塗膜かす・養生材等）
数量 : 1式
単価 : 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

◎処分に関する種類及び数量、単価

種類 : 低濃度 PCB 汚染物（塗膜かす・養生材等）
数量 : 1式 (12,175kg)
単価 : 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : _____

所在地 : _____

処分の方法 : _____

施設の処理能力 : _____

4. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5. (積込・運搬過程における積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第19条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類 : _____

積替保管施設の所在地 : _____

積替保管施設の保管上限 : _____

6. (積込・運搬)

第2条第2項の産業廃棄物を前項の施設まで積込・運搬する者は、次のとおりとする。

氏名 _____

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

住所 _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもつて乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「産業廃棄物データシート」

ト」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
 - (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - (4) 混合等により生ずる支障
 - (5) 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - (6) その他取扱いの注意事項
2. 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の正常等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、乙の業務及び処理方法に支障を生じるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。
- 3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する。
 - 4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第4条 (甲乙の責任範囲)

- 1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条 (委託業務終了報告)

- 1. 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務完了報告書は、積込・運搬業務については、それぞ

れの運搬区間に応じたマニフェストB 2票、B 4票、B 6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

2. 甲は、前項の業務完成報告を受理したときは、直ちに検査を行うのもとする。
3. 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく該当する補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合の費用は、乙の負担とする。

第8条 (業務の一時停止)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条 (契約保証金)

甲は、山梨県財務規則第109条の2第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

第10条 (履行遅延違約金)

乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料(遅延による支障が少ないと認められるものにあっては、未履行部分に相当する額)に対して、年3パーセントの割合で計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。

ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

第11条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約期間を変更するとき又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第12条 (機密保持)

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第13条 (契約の解除)

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
 - (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
 - (3) 第11条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。
 - (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

- (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
2. 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
 3. 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。
 4. 甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた低濃度PCB廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - (ア) 乙は、解除された後も、その低濃度PCB廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている低濃度PCB廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - (イ) 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - (ウ) 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもつて、乙のもとにある未処理の低濃度PCB廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。
 - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
 - 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の低濃度PCB廃棄物を、甲の費用を持って当該低濃度PCB廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条 (危険負担)

1. 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

第15条 (不可抗力による損害)

1. 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となつたときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解

除を請求することができる。

2. 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を承認するものとする。

第16条 (契約の費用)

この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

第17条 (管轄裁判所)

この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

第18条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第19条 (委託期間)

委託期間は、令和8年3月2日から令和8年9月30日までとする。

この契約の成立の証として本書2通を作成し、甲、乙は個々に記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 2月 日

甲 山梨県韮崎市本町4-2-4
山梨県中北建設事務所
所長 壱屋嘉彦

乙